

日田市災害等による被災者に対する市税等の減免に関する規則の一部改正(概要)

1 改正理由

平成29年7月九州北部豪雨により、著しい被害を受けた被害者に対して、税制面から当該災害に応じた救済措置を図るため、所要の措置を講ずること。

2 改正内容

(1) 個人の市民税の減免の特例(附則第2項関係)

《対象者の拡充》

・自己所有の住宅のみでなく、居住する住宅(貸家・アパート含む。)が被害を受けた納税義務者についても、区分に応じ減免の対象とすること。

《被害対象の拡充》

・住宅のり災証明が2/10以上から半壊判定となるため、損害の程度の下限を現行の3/10以上から、2/10以上に拡充すること。

(2) 国民健康保険税の減免の特例(附則第3項関係)

《対象者の拡充》

・自己所有の住宅のみでなく、居住する住宅(貸家・アパート含む。)が被害を受けた納税義務者についても、区分に応じ減免の対象とすること。

《被害対象の拡充》

・住宅のり災証明が2/10以上から半壊判定となるため、損害の程度の下限を現行の3/10以上から、2/10以上に拡充すること。

(3) 減免の申請の特例(附則第4項関係)

・申請書の提出期限を平成30年3月31日までとすること。

3 施行時期

公布の日から施行し、平成29年7月5日以後の申請のあった個人の市民税及び国民健康保険税の減免について適用すること。(改正附則関係)

4 意見公募をしなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に規定する公益上、緊急に規則を改正する必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であり、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。